

(仮称) 総合計画条例と総合計画審議会条例、総合計画策定条例の関係

総合計画審議会条例	(仮称) 総合計画条例	総合計画策定条例
<p><b>(仮称) 自治基本条例 (検討中の案)</b></p> <p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の進展を図り、もって市民が「こういうふうに住みたい」と思い描くまちを実現すること。</li> </ul> <p><b>総合計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的な方向を示す計画(以下「総合計画」という。)を策定する。</li> </ul>	<p><b>1. 趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>逗子市自治基本条例第●条に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等について必要な事項を定めるものです。</li> </ul> <p><b>2. 総合計画の構成等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画は、基本構想及び実施計画で構成するものとします。</li> <li>基本構想及び実施計画の内容は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想… 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取組みの方向を示すもの</li> <li>実施計画… 基本構想を具現化するための、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするもの</li> </ul> </li> </ul> <p><b>3. 総合計画審議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、総合計画に関する事項について調査及び審議するため、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置き</u>ます。</li> <li>審議会は、市長の諮問に応じ、<u>総合計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)</u>及び進行管理に関し、<u>必要な調査及び審議を行います。</u></li> <li>審議会は、市長が委嘱し、委員20人以内をもって組織します。</li> </ul>	<p>第1条 この条例は、<u>総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(総合計画の構成等)</p> <p>第2条 <u>総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。</u></p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取組みの方向を示すもの</u></p> <p>(2) <u>実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画</u></p> <p>3 総合計画は、逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)第7条第1項のまちづくり基本計画を包含するものとする。</p> <p>(総合計画審議会への諮問)</p> <p>第3条 市長は、<u>総合計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)</u>を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例(昭和45年逗子市条例第5号)第1条に規定する逗子市総合計画審議会に<u>諮問するものとする。</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>委員20人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p>		

総合計画審議会条例	(仮称) 総合計画条例	総合計画策定条例
<p>(1) 市民（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等</p> <p>(3) 市教育委員会委員</p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。</p> <p>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。</p> <p>6 前条の規定は、部会の会議について準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</li> </ul>	

総合計画審議会条例	(仮称) 総合計画条例	総合計画策定条例
<p>(協力の要請)</p> <p>第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。</p>	<p><b>4. 議会の議決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならないこととします。</li> </ul> <p><b>5. 総合計画の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにその内容を公表するものとします。</li> </ul> <p><b>6. 総合計画と個別計画等の関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 総合計画は、その最上位の計画と位置付けます。</li> <li>◆ 総合計画に掲げる政策の方向性を具体的に明らかにするための計画として基幹計画を、基幹計画に位置付けた個別の施策分野の取組みを明らかにするための計画として個別計画を策定するものとします。</li> <li>◆ 基幹計画及び個別計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性を図り、総合計画、基幹計画、個別計画が一体となって計画の実現の推進を図るものとします。</li> </ul> <p><b>7. 進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市長は、総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進行管理及び効果検証を実施するものとします。</li> <li>◆ 進行管理にあたっては、各個別計画及び各基幹計画の策定及び進行管理にかかる懇話会等における意見聴取を経た上で、<u>総合計画審議会において総括的な評価を行い</u>、その状況を公表するものとします。</li> <li>◆ 各施策分野の連携等を図るとともに、各計画の効果的、効率的な推進を図るため、各個別計画及び各基幹計画の市民</li> </ul>	<p>(議会の議決)</p> <p>第4条 市長は、総合計画の策定等を行うときは、<u>議会の議決を経なければならない</u>。</p> <p>(総合計画の公表)</p> <p>第5条 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。</p>

(仮称) 自治基本条例 (検討中の案)

**総合計画**

- ◆ 行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更にあたっては、総合計画と整合を図る。

(仮称) 自治基本条例 (検討中の案)

**総合計画**

- ◆ 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を公表する。

総合計画審議会条例	(仮称) 総合計画条例	総合計画策定条例
<p>(委任) 第 10 条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。</u></p>	<p>メンバーの代表により、広く横断的に情報共有等を行う場を設けるものとします。</p> <p><b>8. 委任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとします。</li> </ul>	<p>(委任) 第 6 条 <u>この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>